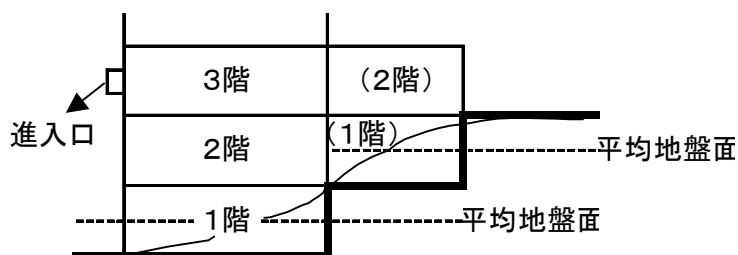


## 第9 非常用の進入口について

### 1. 設置対象

- (1) 建築物の同一の階が、平均地盤面が異なることで部分により階数が異なり、当該階の一部が3階以上の階である場合は、当該階を3階以上の階として建基政令第126条の6に定める非常用の進入口（以下「進入口」という。）又は同条第2号に規定する代替開口部を設けるものであること。



- (2) 病院、ホテル、福祉施設等の就寝施設を有するものは、非常用エレベーターを設けた場合であっても、3.1m以下の階には進入口又は代替開口部を設けること。

### 2. 代替開口部

建基政令第126条の6第2号に定める「窓その他の開口部」（以下「代替開口部」という。）は次によること。

- (1) 床面からの高さは、消火活動上支障のない高さ（概ね1.2m以下）であること。
- (2) 窓に手すり等を設ける場合は、手すりから上部の部分を窓の有効面積にすること。
- (3) 代替開口部は進入口と併設することができるものであること。この場合、代替開口部と進入口の間隔は2.5m以下とすること。
- (4) 代替開口部にあつては、第9-1表のとおりとする。
- (5) 次の構造の開口部は、代替開口部として扱えないものであること。
  - ア 網入板ガラス、線入板ガラス、合わせガラス又は倍強度ガラスのはめ殺し窓等
  - イ 屋外から開放できない鉄製の扉
  - ウ 格子、ルーバー、広告物、看板、日除け、雨除け、ネオン管灯設備等により所定の寸法のとれない窓等
- (6) 代替開口部相互間の距離は概ね1.0m以内とすること。

※ 建基政令では、壁面を1.0m以内ごとに区分し、代替開口部を当該区分内の随意的な位置に設けることとなっている。（第9-2図参照）

第9-1表 (代替開口部)

			非常用 進入口	代替開口部	
				足場有り	足場無し
普通ガラス フロートガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6mm 以下	引き違い戸	○	○	○
		FIX	○	○	○
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	○	△	△
		FIX	○	×	×
	厚さ 10mm 以下	引き違い戸	○	△	×
		FIX	○	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5mm 以下	引き違い戸	○	○	○
		FIX	○	○	○
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。				

備考

1 「足場あり」とは、避難階又は、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの。建基政令第126条の7に規定する構造以上のもの。  
2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋

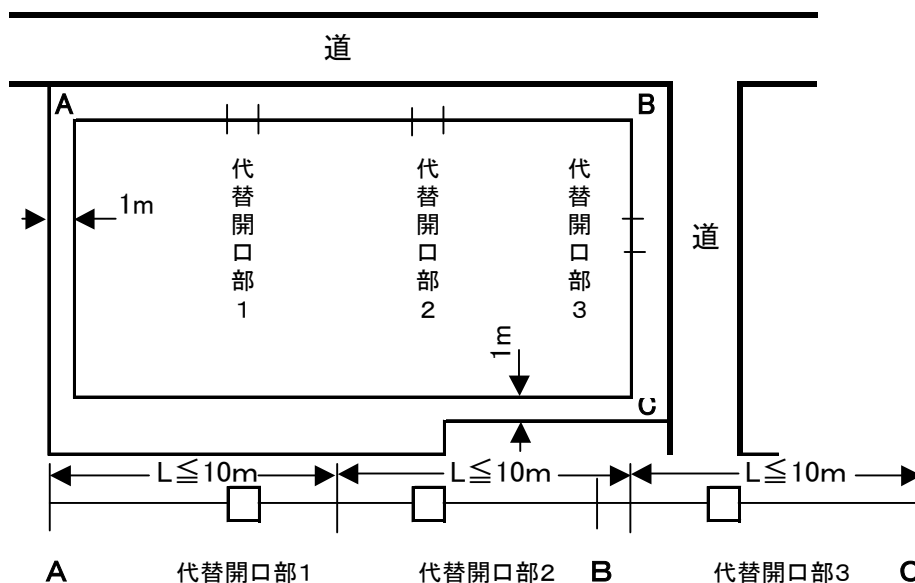
内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるもの。

3 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。

凡例

- ・・・開口部として取り扱うことができる。
- △・・・ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の場合、概ね1/2の面積で算定する。）
- ×・・・開口部として取り扱うことができない。

- (7) 代替開口部には、赤色反射塗料による一辺が20cmの正三角形の表示を設けること。ただし、代替開口部であることが明らかであり、かつ、代替開口部としての機能が確保されている場合を除く。



第9-2図

### 3. 進入口の間隔、構造

- (1) 進入口の間隔は次によること。

- ア 間隔の算定にあつては、進入口の設置を要する各壁面を通算できるものであること。
- イ 進入口の間隔は、40m以下とし、かつ、進入口の設置を要する外壁面と設置を要しない外壁面との境界から20m以内とすること。(第9-3図参照)

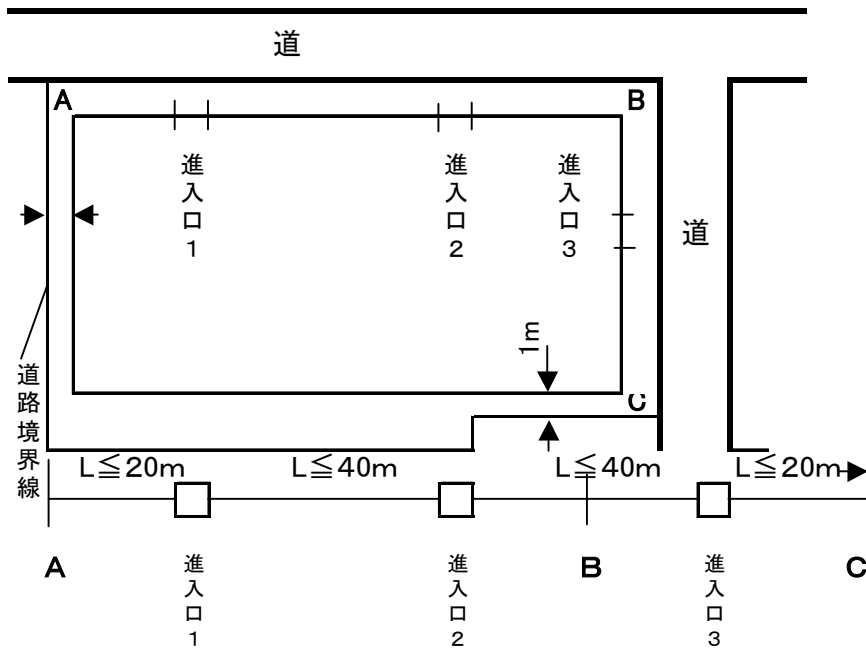
- (2) 進入口の構造

次の構造の開口部は、建基政令第126条の7第4号に定める「破壊して室内に入ることができる構造として扱えるものであること。

- ア 2, (4) に掲げる窓等
- イ 網入板ガラス又は線入板ガラスのはめ殺し窓等

- (3) バルコニーは次によること。

- ア バルコニーには手すりを設け、その高さは概ね1.1mとすること。
- イ 建基政令第126条の7第1号から7号までに適合する屋外階段の踊り場又は外気に開放された廊下、ベランダ等は、バルコニーとして扱えるものであること。



第9-3 図

4. 共同住宅の取扱い

共同住宅が次のいずれかによる場合は、進入口を設けたものとして取り扱うことができる。この場合、(1) から (3) までに係る外壁面以外の面については、進入口を設けないことができるものであること。(昭和46年11月30日 建設省住指発第826号)

- (1) 各住戸に進入可能なバルコニーが設けられていること。
- (2) 階段室型共同住宅にあつては、各階段室に進入可能な開口部が設けられていること。
- (3) 廊下型共同住宅にあつては、廊下、階段室その他これらに類する部分に進入可能な開口部を各住戸からその一に至る歩行距離が20m以下であること。

5. 消防法施行規則第5条の2第2項の開口部及び建基政令第126条の6に定める非常用の進入口（以下「進入口」という。）又は同条第2号に規定する代替開口部を防火対象物の外壁に有機的に相互に関連し、調和の取れた配置を心がけること。

(注) 各法令の開口部厚さに留意し、内外ハンドルによる開口部等の使用により、有効に配置する。